

チビッコ広場管理の手引き



令和7年4月

姫路市 公園整備課

目 次

1	チビッコ広場の制度	1
2	チビッコ広場の管理	2
3	遊具の日常点検	3
4	遊具の安全領域	13
5	チビッコ広場の助成	15
	チビッコ広場開設要綱	19
	チビッコ広場関係様式	23

1 チビッコ広場の制度

(1) チビッコ広場の定義

チビッコ広場とは、「チビッコ広場開設要綱」に基づき、自治会等が当該地域内に適当な場所を確保して設置し管理する、子どもの遊び場となる広場です。

姫路市にはチビッコ広場に類似する施設として公園やスポーツ広場がありますが、公園やスポーツ広場は市が設置するのに対して、チビッコ広場は自治会等が設置者となる点が大きな違いです。

	チビッコ広場	スポーツ広場	公 園
設置者	自治会等	姫路市	姫路市
管理者	自治会等	自治会等	姫路市※
設置根拠	チビッコ広場 開設要綱	スポーツ広場公園 設置要綱	・都市公園法 ・姫路市立公園条例
市担当課	公園整備課	公園整備課	公園緑地課

※ 日常管理は公園愛護会等に委託しています

(2) チビッコ広場の管理運営

チビッコ広場は自治会等が設置し管理するものなので、設置後の管理運営はすべて自治会等で行っていただくことになります。市が助成により整備する遊具、ベンチ、フェンス等も整備後は自治会等の所有物になりますので、自治会等が管理することになります。

市はチビッコ広場に対する助成として、自治会等からの助成申請があった場合に施設の修理、更新などを行っています。

2 チビッコ広場の管理

(1) 基本方針

子どもの遊び場として安全に利用できるよう、適切な管理運営を行ってください。

清掃や草刈りなどを定期的の実施し、広場を良好な状態に保ってください。

広場内に自動車やバイクが乗り入らないようにしてください（地域のイベントなどで臨時的に車両を乗り入れる場合は、十分な安全対策を取ってください）。

(2) 施設の点検・補修

広場内の遊具、ベンチ、フェンスなどの施設を子ども達が安全に利用できるよう、定期的に点検を実施してください。遊具の点検方法は3ページ以降に記載しています。異常を発見した場合は、利用を禁止するなどの措置を取ってください。

また、施設を良好な状態に保つため、鉄部の塗装などの補修を定期的の実施してください。

(3) 保険の加入

チビッコ広場において管理の瑕疵により事故が発生した場合、管理者である自治会等に賠償責任が生じることが考えられます。万一の事故に備えて、施設賠償責任保険に加入してください。（市であっせんなどはありません）

(4) 看板の設置

チビッコ広場であることが分かるように、広場内の目につく場所に「広場の名称」「管理する自治会等の名称」を記載した看板を設置してください。

なお、市では自治会等に対して看板の交付の助成を行っていますので、希望する場合は助成申請書をご提出ください（設置は自治会等で行ってください）。

令和7年4月以降にチビッコ広場の助成を申請する場合、助成対象施設の適切な維持管理、定期的な点検、保険の加入、看板の設置を行っていただくことが助成の条件になります。

(5) 広場の廃止

チビッコ広場の全部または一部を廃止するときは「チビッコ広場廃止届」を市（公園整備課）まで提出してください。

廃止にあたっては、危険防止のため、遊具を撤去するようにしてください。

なお、助成を受けてから3年以内に広場を廃止したときは、違約罰の対象となる場合があります（17ページ参照）。

3 遊具の日常点検

(1) 目的

遊具を安全に利用するためには、遊具に腐食や摩耗などの事故を起こす可能性がある危険がない状態を保つ必要があります。危険を早期に発見し、事故を予防するためには、定期的な日常点検の実施が有効になります。

(2) 実施回数

日常点検は年4回以上行うようにしてください。月1回以上行うのが理想です。特にブランコ、シーソー、回転ジャングルジムなどの可動部のある遊具は出来るだけ頻繁に点検を行うようにしてください。

(3) 点検方法

5ページ以降に掲載している点検表に基づいて点検を行います。日常点検は「目視」「触診」「聴診」により実施するのが基本です。日常点検に特別な道具は必要ありません。

- ① 目視：目で観察して点検します。目視では以下のような点に着目してください。目視は地上からだけでなく、使用時の目線でも行ってください。

- ・部材に穴あき、ひび割れ、欠け、変形、腐食などがないか。
- ・著しい塗装の剥げや錆の発生などがないか。
- ・ボルトがなくなっていないか。
- ・ブランコの吊り金具やチェーンがすり減ってないか。
- ・遊具にロープなどが絡まってないか。
- ・遊具周辺に大きな凹凸や石・ガラス、障害物などがないか。

- ② 触診：手で触れたり、揺すったり、引っ張ったりして点検します。触診では以下のような点に着目してください。実際にブランコをこいだりすべり台を滑ったりしてみるのも有効です。

- ・体に触れる部分に尖った場所や突起、指などを挟みそうな隙間がないか。
- ・ぐらつき、がたつきがないか。
- ・ボルトが緩んでいないか。
- ・回転ジャングルジムの回転時に軸がぶれてないか。

- ③ 聴診：ブランコやシーソー、回転ジャングルジムなどの動く遊具について、動かしたときの音を聞いて点検します。聴診では以下のような点に着目してください。

- ・遊具に乗ったり揺すったりしたときにきしみ音がしないか。
- ・ブランコや回転ジャングルジムなどの回転時に異音がしないか。

(4) 点検のポイント

日常点検では、特に次のようなポイントに気を付けて点検すると有効です。

- 地面に接する部分は一般的に腐食しやすいので、注意が必要です。
- 雨水や土が溜まりやすい場所も腐食しやすいので、注意が必要です。
- 可動部分はすり減りや変形が生じやすいので、注意が必要です。
- 部材同士の接合部分ではボルトの脱落やゆるみなどに注意が必要です。
- シャガんで子どもの目の高さで目視したり、子どもと同じように遊具を使ったりすることで危険を発見できることがあります。

(5) 点検後の対応

点検を行ったら、5ページ以降に掲載している点検表に点検結果を記録して自治会等で保管し、引き継ぐようにしてください。点検時に前回の点検結果と比較しながら行うことで異常に気づきやすくなります。

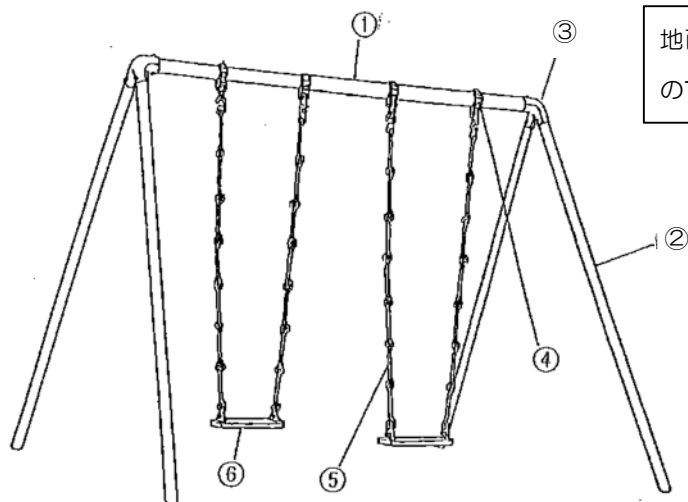
遊具が危険な状態にあるときは使用を禁止するなどの措置を取ってください。

(6) 遊具以外の施設の点検

チビッコ広場には、遊具以外にもベンチやフェンス、車止めといった施設があります。また、広場によっては自治会等が独自に設置した施設がある場合もあります。これらの施設についても遊具と同様に定期的に日常点検を行うようにしてください。

①ブランコ点検表

【略図】



地面に接する部分は腐食しやすい
ので、特に注意して点検する

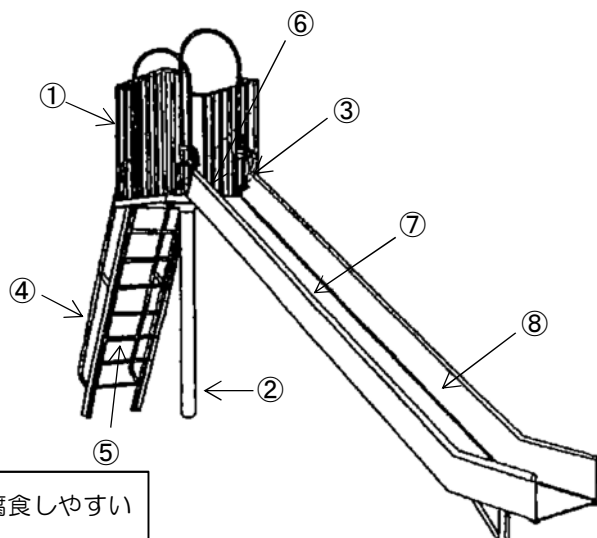
番号	名称
①	梁部
②	支柱
③	接合部
④	吊り金具
⑤	チェーン
⑥	着座部

	部位	点検内容	チェック欄			
			月	月	月	月
1	①梁部	部材の腐食、変形はないか				
2	②支柱部	部材に腐食、破損、変形はないか				
		ぐらつきはないか				
3	③接合部	ボルトの緩みや欠落はないか				
		継手金具の破損はないか				
4	④吊り金具	吊り金具は破損していないか				
		吊り金具の回転不良はないか				
		吊り金具から回転時に異音がしないか				
5	⑤チェーン	チェーンは摩耗していないか				
		チェーンは変形やねじれがないか				
6	⑥着座部	破損や変形はないか				
		着座側金具は摩耗していないか				
7	各部	身体に触れる部分に鋭利な状態等はないか				
8	塗装・メッキ	著しい塗装剥離や退色、錆の発生等はないか				
9	汚れ・異物	著しい汚れや落書き、異物等はないか				
10	着地面・周辺	着地面や遊具周辺に大きな凹凸や石などはないか				

特記事項（気づいた点等）

②スベリ台点検表

【略図】



地面に接する部分は腐食しやすい
ので、特に注意して点検する

番号	名称
①	落下防止柵
②	支柱
③	接合部
④	手すり
⑤	踏み板
⑥	踊り場
⑦	滑降面
⑧	側板

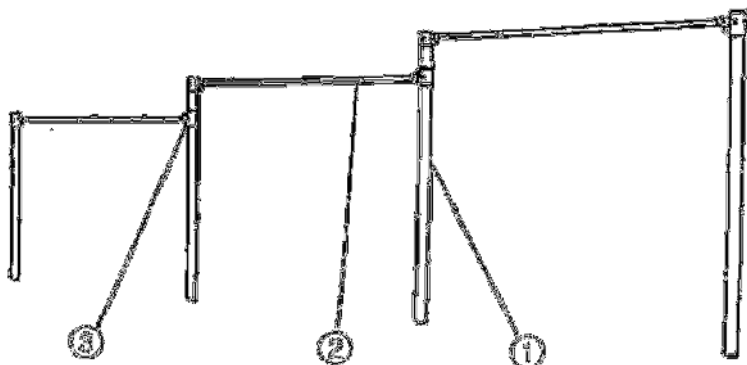
	部位	点検内容	チェック欄			
			月	月	月	月
1	①落下防止柵	落下防止柵などにガタツキや変形はないか				
2	②支柱	部材に腐食、破損、変形はないか				
		ぐらつきはないか				
3	③接合部	ボルトの緩みや欠落はないか				
		継手金具の破損はないか				
4	④手すり	手すりに、変形、腐食、グラツキ等はないか				
5	⑤踏板	踏み板に変形、腐食等はないか				
6	⑥踊り場	部材に腐食、変形、破損等はないか				
7	⑦滑降面	滑降面に変形、摩耗、突起物等はないか				
8	⑧側板	側板に変形、摩耗、突起物等はないか				
9	各部	身体に触れる部分に鋭利な状態等はないか				
10	連結部	ヒモ等が引っ掛かりやすい隙間等はないか				
11	塗装・メッキ	著しい塗装剥離や退色、錆の発生等はないか				
12	汚れ・異物	著しい汚れや落書き、異物等はないか				
13	着地面・周辺	着地面や遊具周辺に大きな凹凸や石などはないか				

特記事項（気づいた点等）

③鉄棒点検表

【略図】

地面に接する部分は腐食しやすい
ので、特に注意して点検する



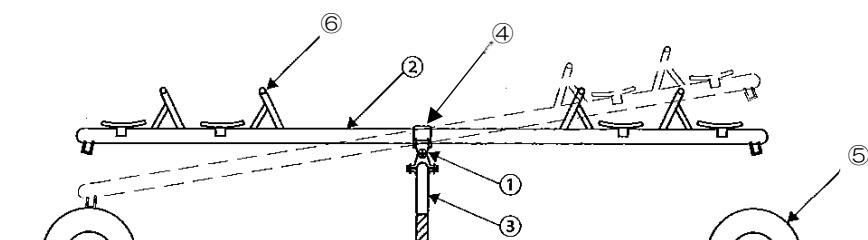
番号	名称
①	支柱
②	握り棒
③	接合部

	部位	点検内容	チェック欄			
			月	月	月	月
1	①支柱	部材に腐食、破損、変形はないか				
		ぐらつきはないか				
2	②握り棒	変形、摩耗、腐食はないか				
		ぐらつきはないか、回転しないか				
3	③接合部	ボルトの緩みや欠落はないか				
		継手金具の破損はないか				
4	各部	身体に触れる部分に鋭利な状態等はないか				
5	塗装・メッキ	著しい塗装剥離や退色、錆の発生等はないか				
6	汚れ・異物	著しい汚れや落書き、異物等はないか				
7	着地面・周辺	着地面や遊具周辺に大きな凹凸や石などはないか				

特記事項（気づいた点等）

④シーソー点検表

【略図】



番号	名称
①	支点
②	腕部
③	脚部
④	接合部
⑤	緩衝タイヤ
⑥	グリップ

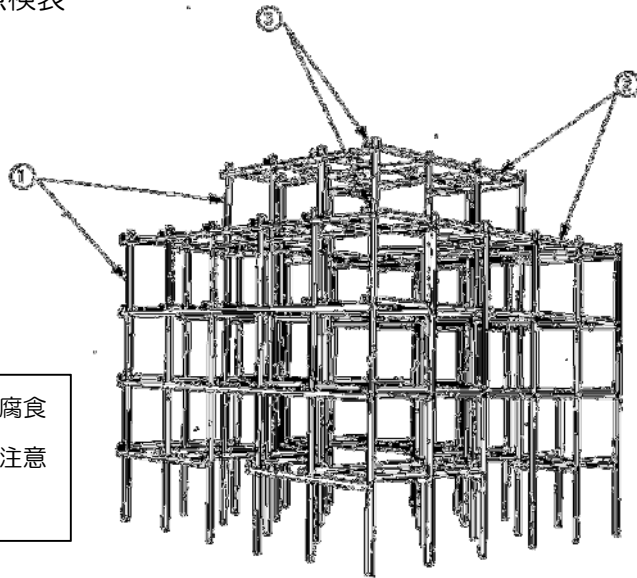
	部位	点検内容	チェック欄			
			月	月	月	月
1	①支点	摩耗、破損や変形はないか				
2	②腕部	破損や変形はないか				
		木部の腐朽、グラツキはないか				
3	③脚部	部材に腐食、破損、変形はないか				
		ぐらつきはないか				
4	④接合部	ボルトの緩みや欠落はないか				
		継手金具の破損はないか				
5	⑤緩衝タイヤ	変形、摩耗や劣化はないか				
6	⑥グリップ	変形、グラツキ、腐朽はないか				
7	各部	身体に触れる部分に鋭利な状態等はないか				
8	塗装・メッキ	著しい塗装剥離や退色、錆の発生等はないか				
9	汚れ・異物	著しい汚れや落書き、異物等はないか				
10	着地面・周辺	着地面や遊具周辺に大きな凹凸や石などはないか				

特記事項（気づいた点等）

⑤ジャングルジム点検表

【略図】

地面に接する部分は腐食しやすいので、特に注意して点検する



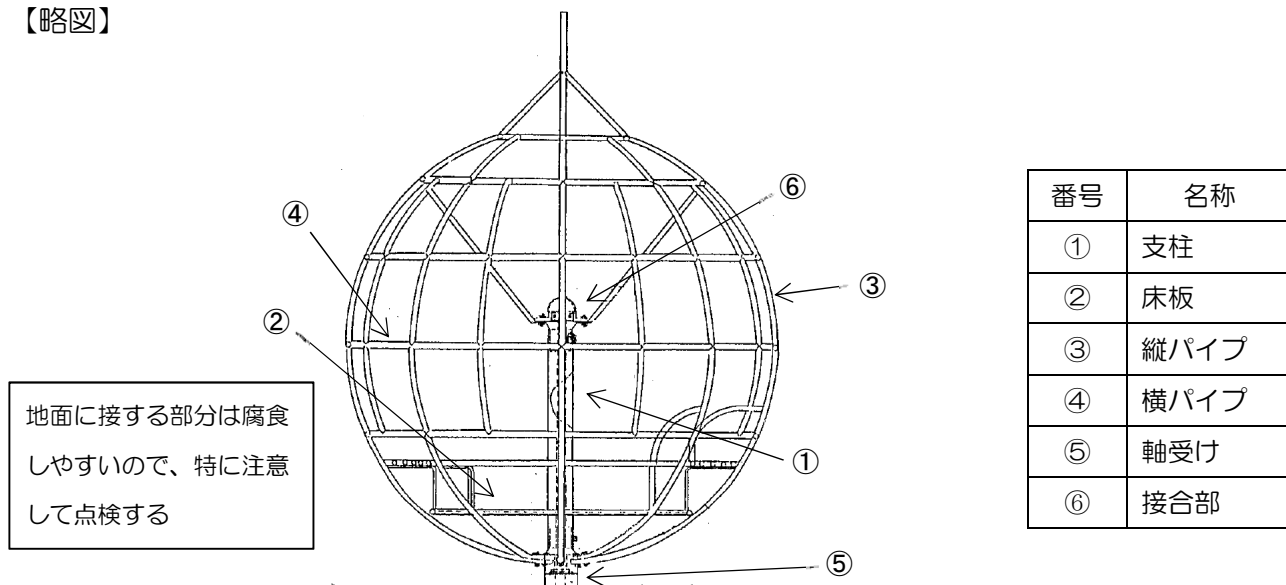
番号	名称
①	縦部材
②	横部材
③	接合部

	部位	点検内容	チェック欄			
			月	月	月	月
1	①縦部材	部材の摩耗、腐食、破損、変形はないか				
		ぐらつきはないか				
2	②横部材	部材の摩耗、腐食、破損、変形はないか				
		ぐらつきはないか				
3	③接合部	ボルトの緩みや欠落はないか				
		継手金具の破損はないか				
		部材の割れ、腐食等はないか				
4	各部	身体に触れる部分に鋭利な状態等はないか				
5	塗装・メッキ	著しい塗装剥離や退色、錆の発生等はないか				
6	汚れ・異物	著しい汚れや落書き、異物等はないか				
7	着地面・周辺	着地面や遊具周辺に大きな凹凸や石などはないか				

特記事項（気づいた点等）

⑥回転ジャングルジム点検表

【略図】



	部位	点検内容	チェック欄			
			月	月	月	月
1	①支柱	部材に腐食、破損、変形はないか				
		ぐらつきはないか				
2	②床板	変状、摩耗、腐食はないか				
3	③縦パイプ	変状、グラツキ、腐食はないか				
4	④横パイプ	変状、グラツキ、腐食はないか				
5	⑤軸受け	回転不良（軸ブレ等）はないか。				
		回転時に異音がしないか。				
6	⑥接合部	ボルトの緩みや欠落はないか				
		継手金具の破損はないか				
		変状、割れ、グラツキ、腐食はないか				
7	各部	身体に触れる部分に鋭利な状態等はないか				
8	塗装・メッキ	著しい塗装剥離や退色、錆の発生等はないか				
9	汚れ・異物	著しい汚れや落書き、異物等はないか				
10	着地面・周辺	着地面や遊具周辺に大きな凹凸や石などはないか				

特記事項（気づいた点等）

⑦砂場

	部位	点検内容	チェック欄			
			月	月	月	月
1	外枠	身体に触れる部分に鋭利な状態等はないか				
2	内部	石、ガラス等の危険物がないか				
		砂の量は著しく減っていないか				

特記事項（気づいた点等）

⑧その他の遊具点検表

【共通点検項目】

	部位	点検内容	チェック欄			
			月	月	月	月
1	各部	身体に触れる部分に鋭利な状態等はないか				
2	落下防止	落下防止柵などにガタツキや変形はないか				
3	支柱	部材に腐食、破損、変形はないか				
		ぐらつきはないか				
4	着地面・周辺	着地面や遊具周辺に大きな凹凸や石などはないか				
5	接合部	ボルトの緩みや欠落はないか				
		継手金具の破損はないか				
6	塗装・メッキ	著しい塗装剥離や退色、錆の発生等はないか				
7	汚れ・異物	著しい汚れや落書き、異物等はないか				

【遊具別点検項目】※必要に応じて項目を設定してください

	部位	点検内容	チェック欄			
			月	月	月	月

特記事項（気づいた点等）

4 遊具の安全領域

(1) 安全領域とは

遊具を安全に利用するためには、遊具から落下したり飛び出したりしたときに障害物に接触しないように、遊具の周囲に一定の広さの空間を確保する必要があります。この空間を「安全領域」といいます。

事故を防止するために、安全領域内には以下のものがないようにしてください。

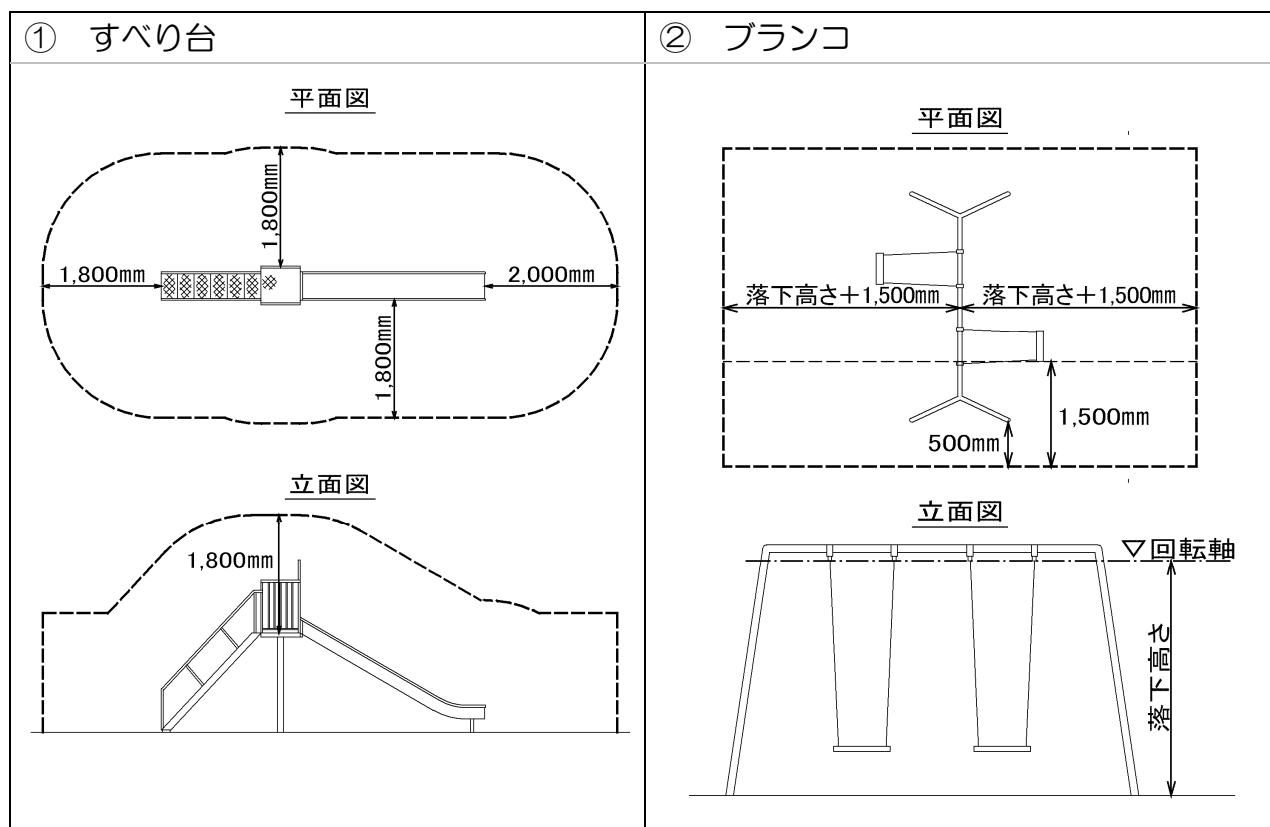
- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 他の遊具、ベンチ、物置、石碑、樹木、照明灯、縁石、マンホールなどの障害物
(移動式ベンチなど、地面に固定されないものも含みます)② 石やガラスなどの異物③ 地面の凹凸、コンクリートやアスファルトなどの硬い地面 |
|--|

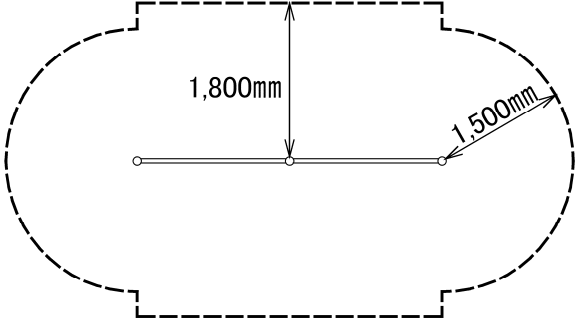
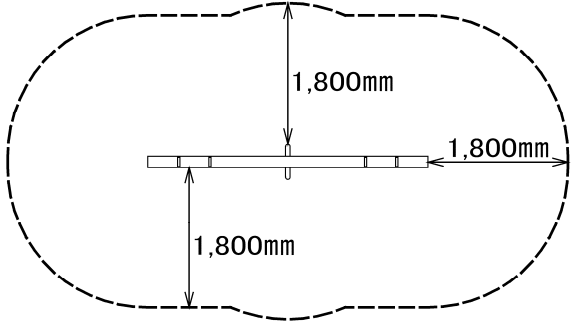
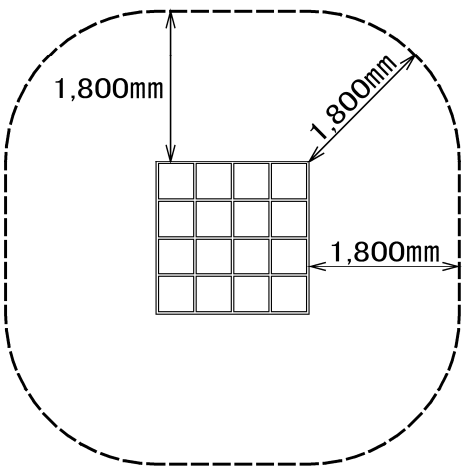
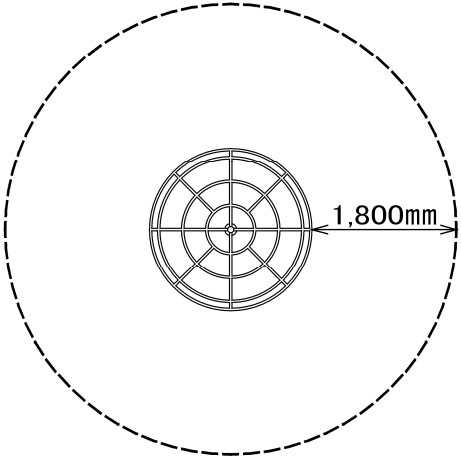
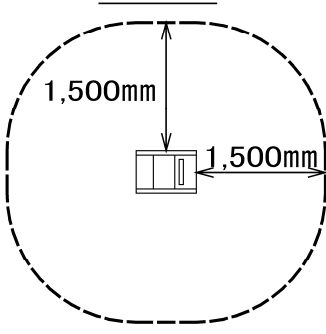
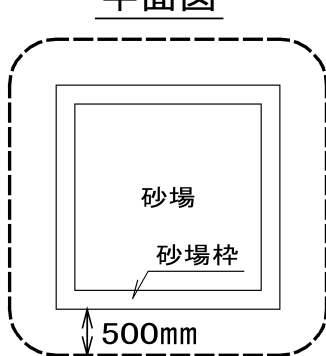
安全領域は水平方向だけでなく、上方向にも適用されますので、樹木の枝などが安全領域を侵さないように注意してください。

なお、設置年度が古い遊具では安全領域が確保できていないケースがあります。この場合、ただちに遊具を撤去する必要はありませんが、可能な範囲で障害物を移設・撤去し、新たに障害物となる施設を設置しないようにしてください。

(2) 各遊具の安全領域

主な遊具の安全領域は、以下のとおりになります。



③ 低鉄棒（高さ 1500 mm以下） 平面図  上方向：遊具から 1,800 mm	④ シーソー 平面図  上方向：遊具から 1,800 mm
⑤ ジャングルジム 平面図  上方向：遊具から 1,800 mm	⑥ 回転ジャングルジム 平面図  上方向：遊具から 1,800 mm
⑦ スイング遊具 平面図  上方向：遊具から 1,800 mm	⑧ 砂場 平面図  ※砂場枠と周囲の地面の高低差が 220mmを超える場合は1,500mm 上方向：砂場枠から 1,800 mm

5 チビッコ広場の助成

(1) 概要

チビッコ広場を新たに設置する場合や、広場内の施設を整備、修理、撤去する場合、市の助成を受けることができます。

(2) 広場を新設する場合の助成

チビッコ広場を新たに設置しようとする場合、下表の施設の整備の助成を受けることができます。

区分	施設	数量
敷地	真砂土舗装 (在来土の鋤取りを除く)	原則300㎡以下 かつ厚さ5cm
遊戯施設	ブランコ(安全柵を含む)	原則3基以下※
	すべり台	
	低鉄棒	
	シーソー	
	ジャングルジム	
休養施設	ベンチ	原則2基以下※
管理施設	フェンス	安全上必要となる数
	車止め	

※助成によらず自治会等が独自に設置するものは数量に含めません。

なお、新設の場合、助成を受けるためには、原則として次の条件を満たしている必要があります(既存の広場には適用されません)。

- ① 子どもを利用対象とする遊戯施設を設置するものであること。
- ② 300㎡程度の面積を有するものであること。
- ③ 設置場所は子どもの利用が見込まれるとともに、周囲250m以内に市立公園(面積150㎡以上で遊戯施設が設置されているものに限る。)、チビッコ広場その他これらに類する子どもの遊び場となる施設が存在しないこと。ただし、地形その他の要因によりこれらの施設と隔たれている場合は、この限りでない。
- ④ 子どもの安全を確保できる場所であること。
- ⑤ 自治会等が設置場所の土地の所有者でない場合にあつては、チビッコ広場として3年以上無償で使用することに当該土地の所有者の承諾を得ていること。

（３）既存の広場に対する再助成

助成により設置された施設が利用に著しく支障をきたしている場合、以下の再助成を受けることができます。

助成内容	助成条件	助成数量の上限
追加施設の整備	前回助成から３年以上経過	新設の場合と同様 （既設の数量を含む）
施設の修理	前回助成から３年以上経過	なし
施設の撤去	前回助成から３年以上経過かつ 設置から１５年以上経過	なし
代替施設の整備		撤去する施設と同数
真砂土・砂の補充※	前回助成から３年以上経過	6m ³ （４tトラック２台）

※敷き均しは助成対象外なので、自治会等で行ってください。

（４）看板の交付の助成

チビッコ広場の「名称」及び「管理する自治会等の名称」を記載した看板の交付の助成を受けることができます。この助成は広場を新設しようとする場合、既存の広場に看板を設置しようとする場合のいずれも受けることができます。

なお、看板の設置は自治会等で行ってください。

（５）助成の手続き

チビッコ広場の助成の手続きは、以下の通りになります。

① 助成申請書の提出

「チビッコ広場助成申請書」に以下の書類を添付して市（公園整備課）に提出してください。

書類の種類	広場の新設 施設の追加 施設の更新	施設の修理 施設の撤去 真砂土・砂の補充	看板の交付
チビッコ広場の管理に関する誓約書	○	○	—
無償土地使用承諾書又はこれに準ずる書類（使用期間３年以上）の写し	○	—	—
位 置 図	○	○	○
施設配置予定図	○	○	—

② 助成決定通知

助成申請書が提出されると市が書類審査及び現地調査を行います。現地調査の際には自治会等に立会をお願いすることがあります。調査後、市が助成の可否を決定し「チ

ビッコ広場助成可否決定通知書」により通知します。予算の関係上、助成申請から助成決定までには期間を要することがあります。

③ 助成の実施

助成決定後に市が工事を実施します。実施の際には自治会等に立会をお願いすることがあります。

④ 施設の引き渡し

工事が完了したら、助成により整備した施設を市から自治会等に引き渡します。引き渡しの際には自治会等に立会をお願いすることがあります。

引き渡し時に市から自治会等に「チビッコ広場施設引渡兼受領書」を2部お渡ししますので、施設を受領した日付、自治会等の名称、代表者氏名を記入していただき、市と自治会等がそれぞれ1部ずつ保管します。

なお、施設の撤去のみの再助成の場合は「チビッコ広場再助成完了通知書」により助成の完了を通知します。

（6）助成の条件

助成決定にあたっては、助成を行ったチビッコ広場が適切に管理運営されるよう、助成条件が付されます。標準的な助成条件は下記のとおりとなります。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 助成を受けた広場を自治会等の責任において適切に管理運営すること。2 助成を受けた広場に広場名及び自治会等の名称を記載した看板を掲示すること。3 助成を受けた施設について定期的に点検を実施すること。4 助成を受けた施設を対象とした賠償責任保険に加入すること。5 土地所有者、隣接者等の利害関係人との調整が必要な場合には、自治会の責任において対応すること。6 万一広場内で事故が発生したときは、自治会等の責任において対応すること。7 チビッコ広場の全部又は一部を廃止するときは、チビッコ広場廃止届を市長に提出すること。 |
|---|

また、これ以外の条件を付す場合もあります。

（7）違約罰

以下のような場合には、助成のため市が支出した経費の全部又は一部に相当する額を違約罰として期限を定めて支払を求めることがありますので、ご注意ください。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① チビッコ広場開設要綱に違反したとき② 虚偽の申請により助成（再助成を含む）を受けたとき③ 助成決定時に付した条件に違反したとき④ 3年以内にチビッコ広場の全部又は一部（助成を受けた部分）を廃止したとき（やむを得ない事由による場合は除きます） |
|---|

チビッコ広場開設要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自治会等がチビッコ広場を設置し、又は再整備しようとする場合において、当該自治会等に対し市が行う助成について定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会等 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2に規定する地縁による団体若しくはこれと同等であると認められる団体又は2以上のこれらの団体により構成される団体をいう。
- (2) チビッコ広場 子どもの遊び場対策として、自治会等が当該地域内の適当な場所に設置し、管理する子どもの遊び場をいう。

(助成)

第3条 助成の対象となるチビッコ広場は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 子どもを利用対象とする遊戯施設を設置するものであること。
 - (2) 300平方メートル程度の面積を有するものであること。
 - (3) 設置場所は子どもの利用が見込まれるとともに、周囲250メートル以内に市立公園（面積150平方メートル以上で遊戯施設が設置されているものに限る。）、チビッコ広場その他これらに類する子どもの遊び場となる施設が存在しないこと。ただし、地形その他の要因によりこれらの施設と隔たれている場合は、この限りでない。
 - (4) 子どもの安全を確保できる場所であること。
 - (5) 自治会等が設置場所の土地の所有者でない場合にあっては、チビッコ広場として3年以上無償で使用することに当該土地の所有者の承諾を得ていること。
- 2 市長は、前項に規定するチビッコ広場を設置しようとする自治会等（第2号及び第3号に掲げる助成にあっては、既に同項に規定するチビッコ広場を設置した自治会等を含む。）に対し、次に掲げる助成を行うものとする。

- (1) 1件につき、予算の範囲内において、次の表に定める施設の設置に係るチビッコ広場整備工事の施工

区分	施設	数量
敷地	真砂土舗装（在来土の鋤取りを除く。）	原則300平方メートル以下かつ厚さ5センチ
遊戯施設	ブランコ（安全柵を含む。）	原則3基以下
	すべり台	
	低鉄棒	
	シーソー	
	ジャングルジム	
休養施設	ベンチ	原則2基以下
管理施設	フェンス	安全上必要となる数
	車止め	

- (2) チビッコ広場の名称及び管理者名を記載した看板の交付
- (3) チビッコ広場の設置、再整備及び管理に関する技術的な援助

(再助成)

第3条の2 市長は、前条に規定する助成を受けたチビッコ広場が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当し、かつ、その利用に著しく支障をきたしているものについて、当該各号に定める区分に応じた再整備を行おうとする自治会等に対し、予算の範囲内において再助成を行うことができる。ただし、天災その他のやむを得ない事由による場合は、この限りでない。

(1) 助成から3年を経過している場合 施設の修理、敷地への真砂土若しくは砂の補充(敷き均しを除く。以下同じ。)又は追加施設の整備工事の施工

(2) 助成から15年を経過している場合 施設の撤去又は代替施設の整備工事の施工

2 前項第1号に規定する追加施設の整備工事の施工を行おうとする場合における追加できる施設の区分は前条第2項第1号の表施設の欄に掲げる施設とし、当該施設の数量はチビッコ広場内に既に設置してある施設の数量と合計して、同表区分の欄に掲げる区分に応じ、同表数量の欄に掲げる数量を上限とする。

3 第1項第2号に規定する代替施設の整備工事を行おうとする場合における代替施設の数量は、前条第1項第1号の表区分の欄に掲げる区分に応じ、チビッコ広場内に既に設置してある施設の数量を上限とする。

4 前3項の規定は、第1項の規定による再助成を受けたチビッコ広場の再整備について準用する。この場合において、同項第1号中「助成」とあるのは「再助成」と、同項第2号中「助成から15年」とあるのは「助成から15年、かつ、再助成から3年(この号に掲げる再整備(代替施設の整備工事の施工に限る。))に係る再助成が行われた場合にあっては、当該再助成から15年、かつ、前号に掲げる再整備に係る再助成から3年)」と読み替えるものとする。

(助成の申請)

第4条 自治会等は、第3条の助成(以下「助成」という。)を受けようとするときはチビッコ広場助成申請書(様式第1号)に次に掲げる書類(同条第2項第2号に規定する助成を受けようとするときにあっては、第3号に掲げる書類)を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、第3条第3号に規定する助成を受けようとする場合は、この限りでない。

(1) チビッコ広場の管理に関する誓約書(様式第2号)

(2) 無償土地使用承諾書又はこれに準ずる書類(使用期間が3年以上であるものに限る。ただし、第3条第1項ただし書の規定により市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。)の写し

(3) 位置図

(4) 施設配置予定図

2 前項の規定は、前条の規定による再助成の申請について準用する。この場合(同条第1号に規定する施設の修理、敷地への真砂土若しくは砂の補充及び同条第2号に規定する施設の撤去の申請をする場合に限る。)において、同項中「書類」とあるのは、「書類(第2号に掲げるものを除く。)」と読み替えるものとする。

(助成決定)

第5条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類審査、現地調査等により助成の可否を決定し、チビッコ広場助成可否決定通知書(様式第3号)により通知する。

2 市長は、前項の規定による助成の決定(以下「助成決定」という。)に当たって、必要な条件を付することができる。

3 前2項の規定は、第3条の2の規定による再助成の可否の決定及び通知について準用する。

(引渡し等)

第5条の2 市長は、前条第1項の規定により助成決定をしたチビッコ広場整備工事の施工が完了

した場合、当該整備工事の施工により設置した施設を、当該助成決定を受けた自治会等に対して遅滞なく引き渡すものとする。この場合において、市長はチビッコ広場施設引渡兼受領書（様式第4号）を引き渡した自治会等に交付し、当該自治会等は受領書部分に所要事項を記入の上、市長に交付しなければならない。

2 前項の規定による引渡しにより当該施設の所有権は引渡しを受けた自治会等に移転するものとする。

3 第1項の規定による引渡しを受けた自治会等は、速やかに引渡しを受けたチビッコ広場を子どもの利用に供しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

(1) 前条第1項の規定により助成決定したチビッコ広場の名称及び管理者名を記載した看板の交付について交付する準備が整った場合

(2) 前条第3項において準用する同条第1項の規定により再助成の決定をした施設の修理又は追加施設若しくは代替施設の整備工事の施工が完了した場合

5 市長は、前条第3項において準用する同条第1項の規定により再助成の決定をした施設の撤去が完了した場合、チビッコ広場再助成完了通知書（様式第5号）により、当該再助成の決定を受けた自治会等に対して通知するものとする。

（管理運営）

第5条の3 前条第1項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定により引渡しを受けた自治会等（以下この条において「引渡しを受けた自治会等」という。）は、当該引渡しに係る施設を適切に管理し、運営しなければならない。

2 引渡しを受けた自治会等は、チビッコ広場に広場名及び管理者である自治会等の名称を記載した看板を掲示しなければならない。

3 引渡しを受けた自治会等は、当該引渡しを受けた施設（第3条第2項第2号に規定する看板を除く。次項において同じ。）について定期的に点検を実施しなければならない。

4 引渡しを受けた自治会等は、当該引渡しを受けた施設を対象とした賠償責任保険に加入しなければならない。

（固定資産税の減免措置）

第6条 チビッコ広場を設置した場合において、当該土地所有者から当該土地に係る固定資産税の減免申請があった場合には、市長はその減免措置について配慮するものとする。ただし、土地所有者又は自治会等が、チビッコ広場以外の用途に供した事実がある場合は、この限りでない。

（廃止）

第7条 自治会等が、この要綱に基づき助成を受けたチビッコ広場の全部又は一部を廃止する場合は、チビッコ広場廃止届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（違約罰）

第8条 市長は、自治会等が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、既に助成のため市が支出した経費の全部又は一部に相当する額について、違約罰として期限を定めて支払を命ずることがある。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽の申請により助成（第3条の2の規定による再助成を含む。）を受けたとき。

(3) 第5条第2項の規定に基づく条件に違反したとき。

(4) 3年以内にチビッコ広場の全部又は一部（3年以内に助成又は再助成を受けた施設に限る。）を廃止したとき（やむを得ない事由による場合を除く。）。

（補則）

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和43年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和48年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和49年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和54年6月5日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の第2条から第5条の3まで及び第8条の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る助成及び再助成について適用し、施行日前の申請に係る助成及び再助成については、なお従前の例による。
- 3 この要綱による改正後の第7条の規定は、施行日以後の提出に係る廃止について適用し、施行日前の提出に係る廃止又は縮小については、なお従前の例による。

様式第 1 号（第 4 条関係）

チビッコ広場助成申請書

年 月 日

（宛先）姫路市長

申請人

自治会等の名称

代表者住所

代表者氏名

電話番号

チビッコ広場開設要綱第 4 条の規定により次のとおり申請します。

助成の区分 助 成 ・ 再助成	広場の名称 チビッコ広場	
広場の面積 m ²	広場の所在地 姫路市	
助成の内容		
施設の名称・規格	数量	助成の内容
添付書類		

チビッコ広場の管理に関する誓約書

年 月 日

（宛先）姫路市長

自治会等の名称 _____

代表者住所 _____

代表者氏名 _____ 印

_____ チビッコ広場の（助成・再助成）を申請するに当たり、下記のとおり誓約します。

記

- 1 助成を受けた広場を当自治会の責任において適切に管理運営します。
- 2 助成を受けた広場に広場名及び自治会等の名称を記載した看板を掲示します。
- 3 助成を受けた施設について定期的に点検を実施します。
- 4 助成を受けた施設を対象とした賠償責任保険に加入します。
- 5 土地所有者、隣接者等の利害関係人との調整が必要な場合には、当自治会の責任において対応します。
- 6 万一広場内で事故が発生したときは、当自治会の責任において対応します。
- 7 チビッコ広場の全部又は一部を廃止するときは、チビッコ広場廃止届を市長に提出します。

チビッコ広場廃止届

年 月 日

（宛先）姫路市長

申請人
自治会等の名称 _____
代表者住所 _____
代表者氏名 _____
電話番号 _____

チビッコ広場開設要綱第 7 条の規定により次のとおり届け出ます。

廃止の区分 全 部 ・ 一 部	広場の名称 チビッコ広場			
広場の面積 ㎡	広場の所在地 姫路市			
廃止の日 年 月 日	廃止の理由			
広場の土地				
所 在	地 番	面積(㎡)	地 目	所有者
姫路市				

廃止の区分が一部の場合、廃止部分のみの面積及び土地を記載すること。

チビッコ広場管理の手引き

お問い合わせ先 姫路市役所 建設局 公園部 公園整備課

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

TEL 079 (221) 2414・2426